

上越市自然環境保全条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 自然環境保全基本方針（第4条）

第3章 自然環境保全地域等（第5条－第7条）

第4章 自然環境保全地域等に係る行為の制限等（第8条－第12条）

第5章 自然環境の保全に関する施策等

第1節 協働による自然環境の保全（第13条－第17条）

第2節 その他の施策等（第18条－第22条）

第6章 上越市自然環境保全推進委員会（第23条－第26条）

第7章 雑則（第27条－第31条）

第8章 罰則等（第32条・第33条）

附則

私たちは、恵み豊かな自然環境の中で、暮らしてきました。

しかし、近年、人々の活動が環境に与える負荷は、自然の持つ復元力を超えるほど大きくなり、自然環境にも深刻な影響を与え、希少な野生動植物や生態系に危機的な状況をもたらし始めています。

このような深刻な影響から、私たちのまちの自然を守り、自然の持つ復元力を高め、自然を再生し、将来の世代に継承していくことは、豊かな自然の恩恵を受けて暮らしてきた私たちの責任です。

私たちは、今、改めて、地域社会の多様な主体の協働により、地域における多様な生態系などの自然環境を健全な状態で確保し、将来にわたって人と自然が共生することができるようにしていくことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、上越市環境基本条例（平成8年上越市条例第41号。以下「基本条例」という。）の本旨を達成するため、自然環境の保全に関し市、事業者、市民及び滞在者の責務その他必要な事項を定めることにより、地域における多様な生態系などの自然環境を健全な状態で確保し、もって人と自然が共生できるようにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「自然環境の保全」とは、人と自然が共生できるよう、野生動植物、生態系その他の自然環境を維持し、回復し、及び再生することをいう。

(責務)

第3条 市、事業者、市民及び滞在者（基本条例第7条に規定する本市に滞在する者をいう。以下同じ。）は、基本条例第3条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、それぞれの立場において、自然環境の保全に努めなければならない。

第2章 自然環境保全基本方針

第4条 市長は、自然環境の保全を図るための基本方針（以下「自然環境保全基本方針」という。）を定めなければならない。

2 自然環境保全基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 自然環境の保全に関する基本的な考え方
- (2) 次条の規定による自然環境保全地域及び保護野生動植物の指定に関する基本的な事項
- (3) その他自然環境の保全のために市長が必要と認める事項

3 市長は、自然環境保全基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ上越市自然環境保全推進委員会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、自然環境保全基本方針を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、自然環境保全基本方針の変更について準用する。

第3章 自然環境保全地域等

(自然環境保全地域の指定等)

第5条 市長は、自然環境の保全をするため、自然環境保全地域を指定することができる。

2 自然環境保全地域の指定は、次の各号に掲げる地区に区分し、当該各号に定める地域について行うものとする。

- (1) 自然環境保全地区 山地、丘陵地、河川、池沼、海岸等で良好な自然環境又は特異な地質の現象が残されている地域
- (2) 野生動植物保全地区 希少な野生動植物の生息又は生育のために自然環境の保全が必

要な地域

- 3 市長は、希少な野生動植物の種の個体数の減少を防ぐため、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）が行われるおそれのある希少な野生動植物を保護野生動植物として指定することができる。
 - 4 市長は、第1項又は前項の規定による指定（以下「自然環境保全地域等の指定」という。）に当たっては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項について、保全計画を定めなければならない。
 - (1) 自然環境保全地区又は野生動植物保全地区 次のとおりとする。
 - ア 当該地区における自然環境の保全に関する基本的な事項
 - イ 当該地区における自然環境の保全のための措置に関する事項
 - ウ 当該地区における自然環境の保全のための施設に関する事項
 - エ その他当該地区における自然環境の保全のために市長が必要と認める事項
 - (2) 保護野生動植物 次のとおりとする。
 - ア 当該野生動植物の保護に関する基本的な事項
 - イ 当該野生動植物の保護のための措置に関する事項
 - ウ 当該野生動植物の保護のための施設に関する事項
 - エ その他当該野生動植物の保護のために市長が必要と認める事項
 - 5 市長は、自然環境保全地域等の指定及び前項の保全計画（以下「保全計画」という。）の決定に当たっては、あらかじめ上越市自然環境保全推進委員会の意見を聴かなければならない。
 - 6 前項の規定は、自然環境保全地域等の指定の変更及び解除並びに保全計画の変更及び廃止について準用する。

（自然環境保全地域等の指定の手続等）
- 第6条 市長は、自然環境保全地域等の指定及び保全計画の決定をしようとするときは、規則で定める事項を告示するとともに、当該告示の日から起算して14日間、当該自然環境保全地域等の指定の案及び保全計画の案（以下「指定等の案」という。）を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 2 市民及び指定等の案に係る利害関係者は、前項に規定する縦覧があったときは、同項に規定する縦覧期間の満了の日の翌日から起算して7日を経過する日までに、縦覧に供された指定等の案について市長に対し意見書を提出することができる。
 - 3 市長は、前項の意見書の提出があったときは、その内容を考慮して自然環境保全地域等の指定及び保全計画の決定に関する意思決定を行うものとする。

4 市長は、自然環境保全地域等の指定及び保全計画の決定をしたときは、規則で定める事項を告示し、及びその旨を公表しなければならない。

5 前各項の規定は、自然環境保全地域等の指定の変更及び解除並びに保全計画の変更及び廃止について準用する。

(標識の設置等)

第7条 市長は、自然環境保全地域を指定したときは、当該地域内に、その旨を表示した標識を設置するものとする。

2 自然環境保全地域に係る利害関係者は、正当な理由がない限り、前項の規定による標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第1項の規定により設置した標識を汚損し、損壊し、又は市長の承諾を得ないで移転し、若しくは除去してはならない。

第4章 自然環境保全地域等に係る行為の制限等

(制限行為の許可等)

第8条 自然環境保全地域において次に掲げる行為をしようとする者及び市の区域内において保護野生動植物の捕獲等をしようとする者は、当該行為に着手する日の60日前までに市長に申請し、あらかじめその許可を受けなければならない。

(1) 建築物その他工作物の新築、改築又は増築をすること。

(2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質を変更すること。

(3) 鉱物の掘採又は土石の採取をすること。

(4) 水面の埋立て又は干拓をすること。

(5) 河川、池沼等の水位又は水量に増減を生じさせること。

(6) 木竹の伐採をすること。

(7) 池沼若しくは湿原であって市長が別に指定するもの又はこれらに流入する河川の水域若しくは水路に汚水又は廃水を排出すること。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する行為（以下「制限行為」という。）に関し必要な行政庁の許可若しくは認可の申請又は行政庁に対する届出をしようとするとき（次に掲げる法令等に規定する手続である場合を除く。）は、当該申請又は届出をする前に、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(1) 環境影響評価法（平成9年法律第81号）

(2) 新潟県自然環境保全条例（昭和48年新潟県条例第34号）第26条第1項

(3) 新潟県環境影響評価条例（平成11年新潟県条例第38号）

(4) 上越市大規模開発行為の適正化に関する条例（平成17年上越市条例第77号）

- 3 市長は、第1項又は前項の許可の申請があったときは、申請者に対し、当該申請に係る制限行為が自然環境に及ぼす影響について必要と認める調査を求めることができる。
- 4 市長は、制限行為で規則で定める基準に適合しないものについては、第1項又は第2項の許可をしてはならない。この場合において、市長は、当該制限行為が規則で定める基準に適合するか否かを判断するに当たって必要と認めるときは、上越市自然環境保全推進委員会の意見を聴くことができる。
- 5 市長は、第1項又は第2項の許可に当たっては、自然環境の保全上必要な条件を付することができる。
- 6 自然環境保全地域等の指定がなされ、又は自然環境保全地域の区域が拡張された際、制限行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して6月間、第1項又は第2項の規定にかかわらず、引き続き当該制限行為をすることができる。この場合において、当該者は、速やかに当該制限行為について市長に届け出なければならない。
- 7 前項の規定による届出をしたときは、同項に規定する制限行為は、第1項又は第2項の許可を受けたものとみなす。
- 8 第1項又は第2項の許可を受けた者（前項の規定により許可を受けたとみなされる者を含む。）は、当該制限行為が完了したときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

（制限行為の適用除外）

第9条 次に掲げる行為については、前条の規定は、適用しない。ただし、第1号に規定する行為をした者は、当該行為が完了したときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 災害のために必要な応急措置として行う行為
- (2) 保全計画に基づく事業の執行として行う行為
- (3) 第14条第1項の規定により認定された自然環境保全市民活動計画に基づく行為
- (4) 通常管理行為その他の行為のうち規則で定めるもの
- (5) 市又は次条第1項各号に掲げる団体が行う行為のうち規則で定めるもの

（国等の特例）

第10条 次に掲げる団体は、制限行為（前条の規定により第8条の規定が適用されない行為を除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、第8条第1項又は第2項の許可を要しない。この場合において、当該制限行為をしようとするときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。

- (1) 国

- (2) 他の地方公共団体
- (3) 市が2分の1以上出資する法人

2 市は、制限行為をしようとするときは、第8条第1項又は第2項の許可を要しない。この場合において、当該制限行為をしようとするときは、自然環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

(自然環境保全地域以外の土地における行為の届出)

第11条 自然環境保全地域以外の区域に存する土地のうち、当該土地の現況が山林若しくは原野であるもの又は海岸線から100メートル以内の区域の土地において、次に掲げる行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の60日前までに市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 0.1ヘクタール以上2ヘクタール未満の面積の土地における宅地の造成
- (2) 0.1ヘクタール以上5ヘクタール未満の面積の土地における鉱物の掘採又は土石の採取

2 次に掲げる区域に存する土地における前項各号に掲げる行為については、同項の規定は、適用しない。

- (1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園
- (2) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域
- (3) 自然環境保全法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域
- (5) 都市計画法第9条第21項に規定する風致地区
- (6) 新潟県自然環境保全条例第14条第1項に規定する自然環境保全地域
- (7) 新潟県自然環境保全条例第21条第1項に規定する緑地環境保全地域

3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、自然環境の保全のために必要な助言又は指導を行うことができる。

(自然環境保全地域以外の土地における行為の適用除外等)

第12条 次に掲げる行為については、前条の規定は、適用しない。

- (1) 市が行う行為
- (2) 上越市大規模開発行為の適正化に関する条例に規定する手続を経て行う行為
- (3) 環境影響評価法及び新潟県環境影響評価条例に規定する環境影響評価の手続を経て行う行為

2 市は、前条第1項に規定する土地において、同項各号に掲げる行為をしようとするとき

は、自然環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

第5章 自然環境の保全に関する施策等

第1節 協働による自然環境の保全

(自然環境保全地域等の指定等に係る提案)

第13条 主に市民により組織された団体及び市内の事業者（法人及び団体に限る。）（以下これらを「市民団体等」という。）は、市長に対し、自然環境保全地域等の指定、指定の変更又は指定の解除について提案することができる。

2 市長は、前項の規定による提案があったときは、当該提案に係る内容について審査し、適当と認めるときは、自然環境保全地域等の指定、指定の変更又は指定の解除を行わなければならない。

(自然環境保全市民活動計画の認定)

第14条 市長は、市民団体等が作成する自然環境保全地域における自然環境の保全又は保護野生動植物の保護に寄与する活動に関する計画を自然環境保全市民活動計画（以下「市民活動計画」という。）として認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする市民団体等は、あらかじめ当該市民活動計画に係る利害関係者と協議の上、市長に申請しなければならない。

3 市長は、市民活動計画として認定するに当たって必要と認めるときは、あらかじめ上越市自然環境保全推進委員会の意見を聴くことができる。

4 市長は、市民活動計画として認定したときは、その旨を公表しなければならない。

5 市長は、市民活動計画に基づく活動に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 自然環境の保全その他活動に必要な情報の提供
- (2) 市民活動計画に基づく活動に対する専門的な助言
- (3) 市民活動計画に基づく活動の市民への周知
- (4) その他市長が必要と認める支援

6 第2項から第4項までの規定は、市民活動計画の変更及び認定の取消しについて準用する。

(人材の育成)

第15条 市は、市民、事業者及び滞在者（以下「市民等」という。）による自然環境の保全の推進に必要な人材を育成するものとする。

(自発的な活動に対する支援)

第16条 市は、市民等による地域における自発的な自然環境の保全に関する活動を促進するため、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(広報活動の充実等)

第17条 市は、市民等の自然環境の保全に関する意識の高揚を図るため、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

第2節 その他の施策等

(地域開発施策等における配慮)

第18条 市は、地域の開発及び整備その他の自然環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、適正な自然環境の保全について配慮しなければならない。

(自然環境保全協定)

第19条 市は、自然環境の保全を図るために特に必要と認めるときは、当該自然環境の保全の内容に係る利害関係者と、自然環境の保全に関する協定を締結することができる。

(土地の取得等)

第20条 市は、自然環境の保全を図るために特に必要と認めるときは、自然環境保全地域内の土地及び自然環境保全地域に指定しようとする土地の取得その他の必要な措置を講ずることができる。

(調査等)

第21条 市は、自然環境の保全に関し必要な調査又は監視を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する調査又は監視を行わせるため、自然環境調査・監視員を置く。

(国等との連携)

第22条 市は、自然環境の保全に関する施策の実施に当たっては、必要に応じて国及び他の地方公共団体と連携して行うものとする。

第6章 上越市自然環境保全推進委員会

(設置)

第23条 自然環境の保全に関し必要な事項を調査審議するため、上越市自然環境保全推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第24条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自然環境保全基本方針に関し、第4条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。
- (2) 自然環境保全地域等の指定、保全計画の決定等に関し、第5条第5項(同条第6項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。
- (3) 制限行為の許可に関し、第8条第4項に規定する事項を処理すること。
- (4) 市民活動計画の認定等に関し、第14条第3項(同条第6項において準用する場合を

含む。)に規定する事項を処理すること。

(5) 市長の諮問に応じ、自然環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。

2 委員会は、前項各号に掲げるもののほか、自然環境の保全に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第25条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募に応じた市民
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第26条 委員会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7章 雑則

(中止命令等)

第27条 市長は、次に掲げる者に対し、行為の中止、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) 第8条第1項又は第2項の許可を受けずに、制限行為を行った者
- (2) 第8条第1項又は第2項の許可を受けた制限行為と異なる行為をした者
- (3) 偽りその他不正の手段により第8条第1項又は第2項の許可を受けた者
- (4) 第8条第5項の規定により付した条件に違反した者

(勧告)

第28条 市長は、第8条第8項の規定による届出(同条第7項の規定により同条第1項又は第2項の許可を受けたとみなされる制限行為に係る届出を除く。以下同じ。)をしなかつた者に対して、同条第8項の規定による届出をするよう勧告することができる。

(損失補償)

第29条 市は、次に掲げる事項に該当することにより、損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

- (1) 第8条第1項又は第2項の許可を受けることができないこと。
- (2) 第8条第5項の規定により許可に条件を付せられたこと。

(立入検査)

第30条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員その他市長が指定した者に必要と認める場所に立ち入らせ、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則等

(氏名等の公表)

第32条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の住所及び氏名（法人にあつては、所在地及び名称）並びに違反等の内容を公表することができる。

- (1) 第7条第2項又は第3項の規定に違反した者
- (2) 第8条第1項又は第2項の許可を受けずに、制限行為を行った者
- (3) 第8条第1項又は第2項の許可を受けた制限行為と異なる行為をした者
- (4) 偽りその他不正の手段により第8条第1項又は第2項の許可を受けた者
- (5) 第8条第5項の規定により付した条件に違反した者
- (6) 第8条第8項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (7) 第27条の規定による命令に従わない者
- (8) 第28条の規定による勧告に従わない者
- (9) 第30条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(罰則)

第33条 第27条の規定による命令に従わない者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第1項又は第2項の許可を受けずに、制限行為を行った者
- (2) 第8条第1項又は第2項の許可を受けた制限行為と異なる行為をした者
- (3) 偽りその他不正の手段により第8条第1項又は第2項の許可を受けた者
- (4) 第8条第5項の規定により付した条件に違反した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第2項又は第3項の規定に違反した者
- (2) 第8条第8項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第28条の規定による勧告に従わない者

(4) 第30条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前各項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、これらの項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第7条から第10条まで、第27条から第30条まで、第32条及び第33条の規定は、同年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 第11条の規定は、平成20年10月1日以後に着手する同条第1項各号に掲げる行為について適用する。